建築基準法第42条第2項の道路の後退用 地内にある建築物等の残存部分の撤去に係 る運用変更について

□はじめに

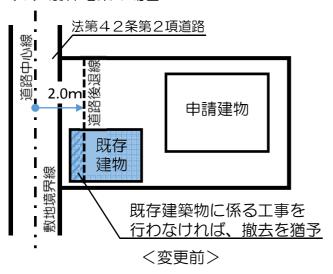
本市では、良好な市街地形成の促進及び生活環境の向上を図ることを目的として、平成28年9月から狭あい道路整備事業を開始する予定です。

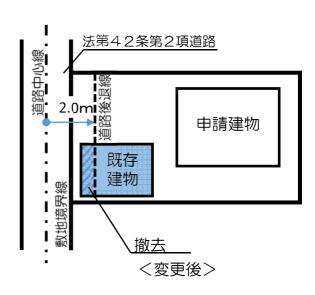
この度、この事業の開始に併せ、狭あい道路の解消に向けた取組として、法第42条第2項の規定に係る道路(以下「2項道路」という。)の後退用地内にある建築物、門、塀等の残存部分(以下「残存部分」という。)の撤去について運用を変更し、法令の規定どおり、敷地内で新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「増築等の建築行為」という。)を行う場合、後退用地内にある残存部分の撤去を求めていくことになりました。

■2項道路の後退用地内にある残存部分の運用の変更点

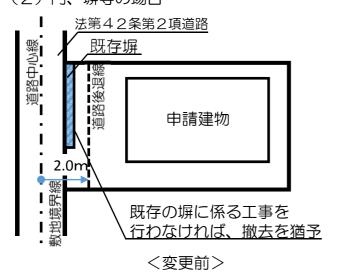
- ○敷地内で増築等の建築行為を行う場合、後退用地内にある残存部分に係る工事を行わ ない場合でも、法の規定どおり、後退用地内にある残存部分の撤去が必要となります。
- ○道路後退用地内にある既存の擁壁については、既存の擁壁に係る工事がない場合、道 路内建築制限の対象外とします。

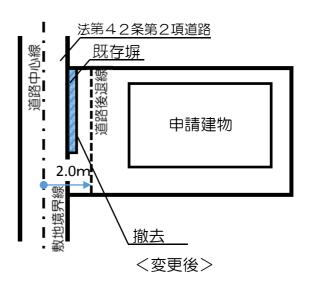
(1) 別棟増築の場合





(2) 門、塀等の場合





■変更の適用

平成28年9月1日以降受付の確認申請分から適用

■建築確認申請時、完了検査時の取扱い

○建築確認申請時

増築等の建築行為に係る建築確認申請において、配置図には新設および既存の門、 塀について明記するとともに、2項道路の後退用地内に残存部分がある場合は、不適 合となる部分について撤去する旨を明記するなど適合していることを明確にしてくだ さい。適合していることが確認できない場合は、確認済証は交付できません。

〇完了検査時

2項道路の後退用地内に残存部分が存在していないこと。2項道路の後退用地内に 残存部分が存在している場合は、法第44条に適合していませんので検査済証は交付 できません。

■問合せ先

津市役所 都市計画部建築指導課建築審查担当(本庁舎5階) TELO59-229-3186